

広島県公安委員会告示第 29 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 9 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
0 S00 88	告示の日 (令和 2 年 4 月 9 日)から 3年間	回胴式遊 技機	S パチスロ七つ の大罪 XS	タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 田中 宏孝 (東京都品川区西品川一丁 目 1 番 1 号住友不動産大崎 ガーデンタワー)	左同
0 P01 90	同上	ぱちんこ 遊技機	Pモモキュンソー ドMC	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同